

令和7年度 八千代市地域包括支援センター運営協議会 会議録

1 開催日時 令和8年3月5日(木) 13:30~15:00

2 開催場所 八千代市役所4階 第1委員会室

3 議題

報告事項

(1) 運営に関する市及び地域包括支援センターの自己評価について(資料1)

(2) 令和8年度地域包括支援センター運営方針(案)について(資料2)

(3) 介護予防支援一部業務委託事業所の追加について(資料3)

協議事項

(1) 地域包括支援センターの設置数について(資料4)

(2) 地域包括支援センターの人員配置について(資料5)

4 出席者名簿

<委員> 計10名(敬称略)

板垣会長, 澁江委員, 佐藤(俊)委員, 渡部委員, 中山委員, 山藤委員, 白濱委員, 中村委員, 佐藤(孝)委員, 松本委員

<事務局>

井上課長, 足谷副主幹, 下田主査(長寿支援課)

斉藤課長, 渡邊副主幹, 小川主査, 関口主査, 品川主査(福祉総合相談課)

<地域包括支援センター>

松田センター長(勝田台), 小林センター長(阿蘇・睦), 山田センター長(村上), 大門センター長(八千代台), 関根センター長(高津・緑が丘) 須貝センター長(大和田)

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴者数 0名(定員5名)

7 会議内容 以下のとおり

○事務局（斉藤福祉総合相談課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度八千代市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本日司会を務めます、福祉総合相談課長の斉藤と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいなかお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本会議は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」第4条の規定により、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、録音機器とマイクを接続している関係から、発言する際はマイクのボタンを押して、マイクのランプが赤く点灯してから発言をお願いいたします。

なお、傍聴希望の方はいらっしやいませんでした。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

（書類確認省略）

続きまして、委員紹介になりますが、今回、初めて協議会に参加される方及び新たにお引き受けいただきました方のみ、ご紹介をさせていただきます。

八千代市薬剤師会の松本孝章委員です。

○松本委員

薬剤師会の松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（斉藤福祉総合相談課長）

ありがとうございました。続きまして、八千代市歯科医師会より、中澤委員の後任といたしまして、佐藤孝委員です。

○佐藤(孝)委員

歯科医師会より参りました佐藤孝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（斉藤福祉総合相談課長）

ありがとうございました。続きまして、事務局職員及び地域包括支援センター職員の紹介を致します。

（職員紹介省略）

それでは、ただいまより、会議に入らせていただきますが、ここで1点お詫びがございませぬ。本来、八千代市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条に基づき、会長及び副会長を選任することとなっておりますが、昨年度の協議会の際に、副会長の選任が漏れておりました。たいへん申し訳ありませんでした。

板垣会長には、お手数をおかけしますが、副会長選任から始めていただければと思います。それでは、板垣会長、議事の進行をお願いいたします。

○板垣会長

それでは、ただいまより議事に入ります。

ただいまの出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。ただいま、事務局から報告もありましたとおり、まずは副会長の選任をさせていただきたいと思っております。委員の互選により定めるとされていることから、どなたか立候補、または推薦はありますでしょうか。

○中山委員

白濱委員を推薦したいと思います。

○板垣会長

ただいま、白濱委員の推薦がありました。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

白濱委員、よろしいでしょうか。

○白濱委員

よろしく申し上げます。

○板垣会長

それでは、次第に沿いまして進行させていただきますので、よろしく申し上げます。本日は、多くの議題がございますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

報告事項1「運営に関する市及び地域包括支援センターの自己評価について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（品川主査）

福祉総合相談課の品川です。運営に市及び地域包括支援センターの自己評価について、説明させていただきます。着座にて失礼します。

資料1をお手元にご用意ください。内容が多くなっておりますので、ポイントとなる部分を中心に報告させていただきます。

資料1の地域包括支援センター業務実績と運営状況評価をご覧ください。令和7年度の地域包括支援センター運営状況について報告させていただき、令和8年度の運営についてご意見をいただくための資料となっております。この資料は、各地域包括支援センターが業務実績と運営に対する自己評価として作成いたしました。

このあと、市と各地域包括支援センターから概ね3分程度、報告させていただき、最後に質疑応答とさせていただきますたく存じます。短い時間となり大変申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、例年ですと、国の方で市及びセンターの運営状況を客観的に評価、グラフ化して全国や県でどの程度の位置づけかを公表するセンター事業評価結果というものが届いている時期にはなりますが、今年度は昨日届き、まだまとめられていません。そのため、この国の評価につきましては、届き次第、追って提出させていただきます。

それでは、まず、市の統括について、ポイントとなる部分を中心に報告します。

①の市の人口についてですが、総人口、高齢者人口ともに増加傾向は前年度と変わらない状況です。八千代市の人口ビジョンでは、総人口は2029年まで増加を続け、これをピークに減少に転じますが、高齢化率は今後も伸びていく見込みです。

それに伴い、相談実績も6センター全体で増加傾向にあります。この資料の③から⑤がそれぞれの相談件数などになっておりますので、詳細をご確認いただければと思います。

⑥の地域包括支援センターの後方支援については、件数としては令和5年度より減少していますが、この理由としては、センターの受託法人が変わった八千代台圏域及び直営から委託した大和田圏域のセンターの運営や体制が安定してきたことに伴うものと想定しています。

また、令和7年度より、重層的支援体制整備事業による多機関協働事業を福祉総合相談課で実施しています。8050を始めたとした複合化・複雑化した事例についての相談があった際には、多機関が連携して支援する仕組みとして、重層的支援会議や本人からの同意が得られなかった場合でも法律に基づいて関係者間で情報共有が可能となる潜在ニーズ検討会を開催し、支援方針の決定や支援の進捗状況の確認を行っております。

⑦の苦情に関しては、今年度は管理者が介入して対応にあたったケース、市民から市に連絡があって管理者対応を要するケースとしたことから、包括全体で1件となっております。但し、市には毎月数件、「センターに相談したが案内が不十分だった・わかりにくかった」といったものや「センターに相談したが、ケアマネが見つからずサービスをすぐに使えない」といったお声はいただいております、各センターと共有しながら対応しております。

まとめとして、福祉総合相談課が設置されて約2年が経過し、様々な支援ニーズに対応する支援体制は構築できてきたと実感しています。地域包括支援センターにおいては、相談が増え、かつ複合的な課題のある相談も増えていることから、当課を含めた支援機関と連携を図りながら対応しているところです。

福祉分野における担い手不足が顕著になってきており、本年度は人員体制が整わないセンターもあり、持続可能な支援体制を維持するためには、人材の確保、地域包括ケアシステムをすすめていく必要があります。

⑧の今後の方針にもあるように、本市では、持続可能な介護保険事業とするため、フレイル・プレフレイル状態にある高齢者が「再びできるようになる」ことを目指すリエイブルメ

ントを推進しております。同事業を含め、当課の所管する各事業と連動させることで、高齢者の方が地域でできるだけ長く生活できる基盤を作っていきます。市の報告は以上となります。

続いて、各地域包括支援センターより順番に報告させていただきます。

○勝田台地域包括支援センター松田センター長

勝田台圏域は高齢化率で見るとピークアウトをしてきていますが、85歳以上高齢者が伸びている地域となっています。介護や医療のニーズが高まる年代となるため、そのことを意識して各業務に取り組んでいます。

限られた時間ですので、⑨の今年度の重点目標について説明させていただきます。

八千代市より、軽度者認定の多さやCM不足などの様々な課題に対して事業を活用して解決を目指すというビジョンが示されているので、総合相談における私たち自身の対応もそれを意識していきたいと考え、令和7年度の重点目標をこちらにしました。入口におけるアセスメント、スクリーニングをしっかりと行えるようにセンター内で相談を振り返ったり、健康確認票など市が用意した振り分けのツールの使用について点検しあったりして取り組んでまいりました。

続きまして、総括部分になりますが、令和7年度は相談対応時に介護保険申請だけではなくチェックリストの活用も意識した対応ができるようにしました。

センターとして力を入れたのは、令和5年以降圏域で行う地域ケア会議の開催に力を入れてきたので、出てきた地域課題に対して働きかけをしたことです。男性介護者が心内を話せるような場がなかなかないという課題があったのですが、それは総合相談の中でも感じられた課題でした。センター内で生活支援コーディネーターや認知症地域生活支援推進員業務の連携を意識し、地域にある事業所と共催で男性介護者教室を開くことができました。

最後に今後の方針のところでも挙げさせてもらいましたが、今年度のような取り組みを引き続き深化させていくことで地域課題の解決や地域づくりにつなげていきたいと考えています。

そして、こうした取り組みをしていくにしても人員が安定することが第一と考えております。新しい職員が2名入る予定ではございますので、協力し合って、その職員の定着に努め、今取り組んでいる事業を確実に進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。

以上となります。

○阿蘇・睦地域包括支援センター小林センター長

令和7年度地域包括支援センター事業計画における重点目標の取組および総括、今後の方針についてご報告いたします。

圏域内でも高齢化率の差があり、特に高齢化率の高い米本団地やその周辺地域では、高齢者世帯や独居世帯が多いため、見守りや声かけなど、地域で支えていく人づくりが重要と感

じております。

今年度の重点目標の1点目、総合相談支援業務についてです。今年度は、複合的な課題を抱える相談に対し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種がそれぞれの専門性を活かし、アセスメントを重ねながら支援方針を検討してまいりました。特に、高齢者本人の課題に加え、障害、児童、生活困窮など家族全体に課題を抱える世帯への対応が増加しており、福祉総合相談課や障害分野、生活困窮支援機関等と連携し、重層的支援体制による対応を行いました。その結果、複合課題に対する対応力の向上と、関係機関との連携強化を図ることができたと考えております。

重点目標の2点目、介護予防普及啓発業務についてです。米本南地区において介護保険制度に関する講座を開催し、地域住民に対し介護予防の必要性や制度理解の促進を図りました。一方で、農村地域では介護が必要な状態になってから相談に至るケースも多く、引き続きURや自治会等へ働きかけを行い、第2層生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と連携しながら、早期相談につながる地域づくりを推進してまいります。

次に今後の方針です。85歳以上人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。特に独居高齢者においては、意思決定支援の難しさや家族支援の不足により、支援が長期化・困難化することが想定されます。

令和8年度は、認知症の方や家族が孤立せず、早期に相談へつながる体制の強化を図ります。地域包括支援センターおよび認知症地域支援推進員の役割を継続的に周知し、地域の集いの場への参加や関係機関との連携を通じて、早期発見・早期対応を推進してまいります。あわせて、認知症になっても住み慣れた地域で役割やつながりを持ち続けられるよう、認知症サポーター養成講座や福祉教育を通じて「新しい認知症観」の普及を進めるとともに、第2層生活支援コーディネーターと協働し、本人の強みを活かした居場所づくりや地域参加の機会創出に取り組んでまいります。以上で報告を終わります。

○村上地域包括支援センター山田センター長

時間の関係で、総評と今後の方針を中心に話しさせていただけたらと思っております。

令和7年度は、共生社会の構築に向けた地域支援ネットワークの体制や連携強化を重点目標として掲げておりました。

地域支援ネットワークの強化の取り組みについては、介護予防や地域の力を活用した重度化防止を継続テーマとし、重点的に取り組めたと感じています。介護予防の取り組みである「むらかみ朝イチ体操」を継続したことはもちろんですが、体操での集まりを通し、介護予防や閉じこもり予防などにつながる様々な情報を発信する機会としても、非常に有効なものだったかと思っております。

また、村上団地につきましては、URとも協議し、村上団地商店街に、健康増進のため、歩幅意識のための足あと設置が今まさいに行われている段階です。さらに、生活支援体制整備事業でも、担い手養成講座というものを開きまして、認知症カフェも睨み、地域住民主体での

集まりの場「村上にここクラブ」が立ちあがりました。月2回の開催で、予想よりも参加者が多く、会場が埋まってしまうくらい盛況になっていますので、非常に重要な資源になったかと思っております。

このように、誰でも参加できるという特徴がありますので、共生社会に向けた地域支援ネットワークの構築・強化に向けて取り組みが行えた1年であったと感じています。

一方、課題も多々あります。直面している課題として、今センターで1名の欠員があり、人員が充足していないことがあげられます。人員不足が事業運営に影響させないように、迅速な充足や、離職につながらないよう職場体制や環境を見直していきます。

令和8年度についてですが、地域共生社会の実現に向けては、総合事業を推進していくことが必須であると考えております。総合事業推進のためには、相談支援体制の変革と地域作りが肝になると感じています。相談支援体制の変革としては、まず、職員一人一人が事業の意味や目的を理解し、介護（予防）サービスありきから一層の意識変革を行うこと、より介護予防や自己資源・地域資源に目を向けた相談支援を行っていくことが、はじめの1歩だと思っています。地域づくりでは、介護予防・重度化防止の取り組みの中で、地域住民にも総合事業を周知・啓発していくことや、高齢者というジャンルに囚われない資源把握やアプローチを行っていきたいと思っています。

以上が村上地域包括支援センターからの報告となります。

〇八千代台地域包括支援センター大門センター長

八千代台地域包括支援センターの大門です。よろしく申し上げます。八千代台圏域においては、後期高齢者の割合が高く、特に85歳以上の高齢者や介護認定者数も多い圏域となっております。総合相談件数においても昨年度を上回る見込みとなっております。

18ページの⑦番をご覧ください。介護予防支援及び、介護予防ケアマネジメントにおいては、令和7年度4月から12月分審査分において、3,212件であるように、プラン件数が他の圏域に比べ、圧倒的に多い圏域であり、担当するケアマネジャーの調整に時間がかかっている現状となっております。圏域の特性について、お話し致しましたが、ここからは、同じく18ページの⑨の重点目標について、特に注力してきた点をお伝え致します。

地域関係者との関係を重視し、民生委員・児童員協議会、各支会の定例会や地域の催しに積極的に参加し、関係を深め、身近な相談窓口となるようネットワーク強化を図りました。

また、高齢者を取り巻く課題が多様化、複雑化している現状において、8050問題や老障介護、生活困窮等重層的な支援が必要な相談については、福祉総合相談課や障害者相談機関、生活困窮相談機関、医療機関、地域関係者と連携し、支援がとぎれないように丁寧に対応することに注力致しました。

介護予防の視点を重視し、地域の出前講座や介護予防教室において、地域での暮らしを継続するために予防に取り組む重要性を周知し、自身の健康に関する意識付けを行いました。今年度は、介護予防教室の開催場所を新たに2か所拡充し、圏域内4か所で地域住民のよ

り身近な拠点で教室を開催することが出来ました。

地域での居場所づくりや活動の場の創出を目指し、第二層生活支援コーディネーターがサロンや八千代元気体操、認知症カフェに出向き、地域課題の把握やそれぞれのケースのマッチングに努める事で、他職種、他機関と繋がり、地域でのネットワークの拡充を図る事ができました。

今後の方針といたしましては、総合相談支援におきましては、複合的な課題や制度の狭間のニーズに対応するため、相談援助技術・コーディネート力の更なる向上を図っていきます。また、介護予防の推進や社会参加の促進を目指し、やちよ元気あつぷ90の事業を効果的に活用できるように、住民への呼び掛け、周知拡大に努めて参ります。

最後になりますが、生活支援体制整備事業の充実を図るため、介護支援専門員や地域関係者、医療機関、高齢者の生活の関連する機関との連携を強化し、協働できる体制づくりに努めていきます。

○高津・緑が丘地域包括支援センター関根センター長

高津・緑が丘地域包括支援センターの説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。ポイントや圏域の特徴を中心にご報告できればと思います。

まず担当圏域人口ですが、年度ごとに微増となっております。背景としまして、高津地区は高齢化がすすみ、減少傾向となっておりますが、緑が丘西地区では若い世帯の方が増えており、人口増加となっております。

職員体制ですが、令和7年度は職員体制変更となり、3職種8名となっております。昨年末までは長期的な欠員がありましたが、現在は充足しております。しかし、入職1～2年と経験の浅い職員もおりますので、フォローを行いながら、センター全体のスキルアップにつなげていければと思います。

総合相談実績ですが、年々上昇傾向となり、今後も増えていくと思われれます。圏域別の相談割合ですが、高津地区からの相談が約60%に対して、緑が丘地区からの約15%、うち緑が丘西地区からの相談は月平均1～2件となっております。当面は同様の傾向となると思われれます。

地域ケア会議については、令和7年度は処遇困難ケースの会議を2回実施しました。対象地区はいずれも高津団地で、身寄りが無い認知症の方で、近隣協力者や民生委員、ケアマネジャーと連携しながら成年後見制度を申請するなど、現在もケースは継続中です。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント一部業務委託ですが、全数は年々上昇しております。認定者は増加してもケアマネジャー不足は深刻で委託は年々厳しさを増しています。ですが、令和6年度から常勤のケアマネジャーが入職したことで委託率は減少傾向となっております。

重点目標ですが、緑が丘地区で、行政や包括支援センターで立ち上げサポートを行い、認知症カフェの運営が開始となっております。ただ、課題、反省点として、緑が丘西地区は相

談件数が少ないことから、他の圏域と比較して伺う機会が少なくなっております。今後は緑が丘西地区でも自治会などと連携し、地域包括支援センターの普及啓発に努めていければと思います。

総括になりますが、日を迫うごとに相談件数や複数回の訪問を要するケースが増えております。特に高齢者以外に同居するご家族の支援等重層的なケースも増えており、地域包括支援センターのみでの解決が難しい場合は、行政や関係機関と連携しながら進めていければと思います。

最後に今後の方針ですが、地域包括支援センターに求められているものが多岐に渡り、職員1人1人のスキルアップが求められております。地域全体で支える仕組みとしまして、地域包括支援センターで働く強みとして、様々な職種がチームとして動ける事だと思っております。限られた人数になりますので、今後もセンター内の職員間の連携及び行政、関係機関との情報共有などを行いながら、対応していければと思います。

高津・緑が丘地域包括支援センターからの報告は以上となります。

○大和田地域包括支援センター須貝センター長

大和田地域包括支援センターの須貝です。よろしくお願ひ致します。重点目標における総括と今後の方針の説明をさせていただきます。

大和田包括は受託から丸3年が経過しました。新しい大和田包括を周知して頂けるよう、顔の見える関係作りに努め、少しずつですが、形になってきたと感じております。また、包括経験が少ない職員が多いことから、様々な研修に積極的に参加し、資質向上にも努めていきます。

3年目にあたる今年度は、第2層生活支援コーディネーターが専任になったこともあり、地域住民の方々への周知活動、地域関係者やケアマネジャー・各関係機関との関係構築と連携強化を重点目標として活動して参りました。総合相談件数の増加は、高齢者の増加、重層的課題・困難課題の増加が全体的な要因のひとつではありますが、民生委員やケアマネからの相談が増えたこと、出向いた場や道で呼び止められて相談を受けることが多々あることを考えますと、周知と関係性構築が進んできていることも要因ではないかと思っております。

また、支会やサロンなどから介護予防教室や講座の依頼も多く頂くようになり、そういった面でも効果を感じているところです。

今後の方針としましては、さらなる拡充を目指し、第2層生活支援コーディネーターだけでなく、認知症地域支援推進員、介護予防事業担当者とも協働し、介護予防・自立支援の視点で地域づくりに取り組んでいきます。そのために、若い世代へのアプローチや、地域ケア個別会議の開催に力を入れていきたいと考えています。

若い世代とは、子供から働く世代を含みますが、病院のソーシャルワーカーや退院支援に関わる部署以外の現場の職員に周知していくことも、在宅医療・介護連携において重要では

ないかと思っております。また、活動の場の創出については、交通の不便さや坂が多いなど地理的な問題がある地区では難渋しておりますが、ソーシャルネットワークの進化も踏まえ、外に行くことだけでなく、それらを活用した方法も考えていく必要があると考えております。

以上です。

○板垣会長

ただいまの事務局及び各センターからの説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

○山藤委員

介護サービス事業者協議会の山藤と申します。全ての包括への質問ではありませんが、私自身が訪問看護をやっている中で、心不全の方が明らかに増えている状況です。包括から繋がってくるケースで、既に重症化していて呼吸不全でサチュレーションが70%台になってから初めて繋がるケースがすごく増えています。認知症や糖尿病などは包括でも扱いやすいと思いますが、心不全の視点で取り組んでいる包括はあるのでしょうか。

地域一丸となって心不全を予防していかないと2040年を見据えた時に病院が受け入れられない状況になっていくと思っております。

心不全は服薬管理や塩分制限、活動量といった部分で予防していける疾患だと思っております。

○板垣会長

今の山藤委員のご意見、ご質問に対してどうでしょうか。

○事務局（渡邊副主幹）

事務局からお答えいたします。地域包括支援センターで相談を受けるケースは、医療にかかれていない方や予防の認識がない方も多いため、訪問看護を紹介する場合に重症化している方が目立ってくるのはご存じかと思っております。

予防というところでは、市では生活習慣病や健康診断も含めて、健康づくりについては健康づくり課でやっております。

高齢者に関する検診などの機会を提供しながら、適宜、生活習慣病予防講演会といった広く周知するような取り組みを実施しているところです。ただ、悪化してしまう方の特徴としましては、そういったことになかなか関心がいかないといったところもあると思っております。

このような広く健康づくりに取り組んでいる部署がございますので、そういった部署と協力しながら高齢者の健康を考えていけたらと思っております。

○板垣会長

事務局，ありがとうございました。他にございますか。

○白濱委員

私は介護保険事業者協議会から出席していますが，ケアマネネットワークの代表でもありますので，そちらの立場から質問させていただきます。

各圏域で民生委員とケアマネジャーとの交流会が企画されていますが，八千代台圏域では圏域のケアマネジャーだけでなく，市外の方にも声をかけていらっしゃると思います。私も出席して，多くのケアマネジャーが出席していてびっくりしました。八千代台包括では，圏域以外の方に声をかけているのには理由があるのでしょうか。

○八千代台地域包括支援センター大門センター長

八千代台では要支援のケアプランの委託を40件ほどの事業者をお願いしています。この事業所に声をかけて参加いただいています。

○白濱委員

ありがとうございます。圏域にこだわって開催していくと，居宅ケアマネ事業所は圏域に平均しているわけでないことと，ケアマネジャーは圏域にこだわって仕事をしているわけではないので，ぜひ，このような交流会は圏域にこだわらずに多くのケアマネジャーに声をかけてもらえれば，参加する人もいると思います。顔が見える関係が出来てくると委託が上手いかないようなところも多少変化が出てくるかもしれないと思い，質問させていただきました。

○板垣会長

他に質問がございませんので，以上で報告事項1を終了いたします。地域包括支援センターのセンター長の皆様，ありがとうございました。ここでセンターの報告が終わりましたので，センター長の皆様はご退席お願いいたします。

(地域包括支援センター長退席)

続きまして，報告事項2令和8年度地域包括支援センター運営方針案について，事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡邊副主幹）

福祉総合相談課の渡邊です。着座にて説明させていただきます。

報告事項2令和8年度地域包括支援センター運営方針案について説明させていただきます。お手元に資料2をご用意ください。

地域包括支援センター運営方針は，毎年度見直すこととしておりますが，今年度は大きな

法令の改正はなかったことから、改正箇所については軽微なものとなっております。

改正点のみ説明させていただきます。1点目はICTの導入に関するものとなります。地域包括支援センターではプラン作成の業務を行っております。記録や資料の作成、ケアプランに係る事務などの負担軽減を図るため、ICTを導入し、地域包括支援センターの業務改善に向けて取り組んでいただきたいという主旨となっております。

2点目としましては、地域ケア会議の開催に関するものとなりますが、センターごとに開催する地域ケア会議について、これまでの方針では開催することのみ示しておりましたが、センターによって開催に至っていないところもありました。そのことから、最低でも年1回以上は開催することとしたものとなります。

○板垣会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

○佐藤（俊）委員

ICTの活用というのは通常のこういった業務で利用することを想定していますか。

○事務局（渡邊副主幹）

いろいろな場面で活用可能かと思いますが、例えばセンターの業務の中で会議を開催した場合には、その記録もしなければならぬ。録音すると、それを文字化してくれるシステムがありますが、端末機器を用意するなどの設備投資が必要となります。今までは包括に任せていたところがありますが、明記することでセンターの標準化につながればと考えております。

また、もうひとつがケアプランデータ連携システムというものがございます。これはケアマネジャーや介護事業所が利用するものとなりますが、毎月ケアプランをたてたものに対して実績の報告をいただいたりする介護保険に関する事務があります。介護請求に関する事務は各包括でそれぞれやっていますが、それを1つずつ入力するのではなく、データで受け取って取り込むことができ、この事務だけでもかなりの業務の比率があると聞いております。このシステムを今、事業者にも入れてくださいといった動きが国のほうでもあり、積極的にとりいれていただいて、効率化できるものは図ってほしいということを改めて語ったものとなります。

○佐藤委員

よくわかりました。こういった取組を皆さんで共有していただけると効率化が図れるのかなと思います。

○板垣会長

他にございませんでしょうか。

○松本委員

センター主催の地域ケア会議の回数を明記することですが、事前に包括から連絡がきたりなど、スケジュールなどは事前にわかるものなののでしょうか。

○事務局（渡邊副主幹）

各団体に依頼するものに関しては、あらかじめ時間に余裕をもってというところはありませんが、具体的に何日前という取り決めはありません。今後、センターによっては計画的、定期的を開催しようという方針があれば、事前にお知らせできるかもしれません。

出席を依頼させていただく事業者や三師会の方には申し訳ありませんが、事例が突然決まることもあります。

○松本委員

出席したいという薬局も実は多かったですので、なるべく多く参加できるような環境を整えていただけたらありがたいと思ひまして、質問させていただきました。

○事務局（品川主査）

補足になりますが、地域ケア会議の開催につきましては来年度からやり方を大きく変えようということで、先日の3月2日、また再来週の3月18日に地域ケア会議の説明会とプレ会議を行ないます。

市で地域ケア会議を定期的を実施していたことはご存じの方も多いと思いますが、実際には圏域ごとに開催しております。今回、圏域と市で役割を棲み分けておりまして、専門性が必要な医療や服薬、口腔のことなどは圏域の方で協力いただく形になるかなと考えております。市で実施する地域ケア会議につきましては、市で一律で三師会の方に出席を依頼するよりは、ケースの状況に合わせてご協力いただきたいと思いますと考えております。

○板垣会長

質問がございませんので、以上で報告事項2を終了いたします。続きまして、報告事項3 介護予防支援一部業務委託事業所の追加について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（小川主査）

福祉総合相談課の小川です。介護予防支援一部業務委託追加承認についての報告となります。

要支援認定者のケアプラン作成業務である介護予防支援業務について、その業務の一部

を指定居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネ事業所といわれるところに委託することができます。

資料3の令和7年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント一部業務委託新規契約事業所一覧という資料をご覧ください。一覧に示した18箇所の事業者を一部業務委託の事業者に加えたいと考えております。

委託先の適性について、この協議会の場において審議することとされておりますが、これまでは法令違反などの特段の理由がない限り、次年度も本年度と同じ事業者に委託しております。また、これまで一度も不適切と判断されるような事業者がなかったことや、審議の円滑化を踏まえ、令和7年度の本協議会の場において、年度内に新たに追加になった事業所のみ承認とさせていただくこととなっております。

なお、このうち1か所は現在休止中の事業所がございますが、本年度中に実績があることで含めております。また、事業所番号や名称が変更となったことで新規事業者として扱っている事業所もございます。

いずれの事業所も委託業務を行う上での問題などは報告されておらず、適切だと考えております。ご意見のほど、よろしく願いいたします。

○板垣会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(質疑なし)

質問がございませんので、以上で報告事項3を終了いたします。

続きまして、協議事項1地域包括支援センターの設置数について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（品川主査）

協議事項1地域包括支援センターの設置数について、説明させていただきます。

資料4地域包括支援センターの設置数の協議に移らせていただきます。10分ほど、説明にお時間をいただければと思います。

まず、設置数検討の経緯になりますが、第9期介護保険事業計画において、圏域の高齢者数に応じた人員配置と、支援の質が担保できるよう適切なセンター設置数の検討することとされておりました。この方針に基づき、令和6年度の協議会では、各圏域の現状と将来的なニーズを踏まえて、いくつかの方向性が示させていただきました。

勝田台圏域と村上圏域は現状維持とし、阿蘇・睦圏域は睦圏域に支所等を設置することを検討、八千代台圏域は支所等の設置あるいは2センター化を、また高津・緑が丘圏域と大和田圏域も同様に支所設置や2センター化の可能性を議論しました。

事務局では、令和7年度に入ってから、前回の協議で出された各委員の意見や、現受託法人

の管理者からのヒアリング、法人代表者会議での意見、各センターの運営実態などを総合的に評価し、最終的な事務局案を作成しています。

案の詳細については、この後、説明しますので、先に2の今後の動きについて簡単に説明します。まず、今はこの表の7年度の③がこの協議会にあたります。今日の協議を経て、来年度早々にももう一度、協議会を開催して方針を固めさせていただき、次の計画に反映させます。そのうえでセンター設置をすすめていく、次の契約の動きに入っていくという流れです。ですので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、資料裏面のセンターの設置数に関する事務局案について説明いたします。

八千代台圏域については、新たに1か所増設し、計2センター体制に移行する方針です。対して、高津・緑が丘・大和田・睦圏域については、増設の必要性が現時点では高くはないとの結論に至り、次期契約（令和10年度～）では増設は見送りたいというものです。

まず、なぜ八千代台圏域を増設するのかについて、ご説明します。

現受託法人からは、八千代台全域を1つの包括で運営することの負担が大きく、業務が逼迫しているとの声がありました。実際に、この表のとおり、同じ職員配置数の高津緑が丘、大和田と比べても、八千代台圏域においては、特に85歳以上の方が多く、相談件数や新規プラン作成数が急増しております。介護認定率からみても85歳という年齢が目安になっており、今年度4月から11月にかけての新規プラン作成数は125件と、他の圏域と比べても突出しています。

このような状況を踏まえると、1つのセンターだけで全域をカバーし続けるのは難しい状況です。また、サブセンターやブランチによる設置も検討し、資料下部にそれぞれの詳細を載せましたが、この形ですと人員の充足が難しいものとなっております。また、八千代台の圏域はコンパクトであることから、日常生活圏域を分けることも妥当ではないと考えております。それらのことから、増設の具体案としては、センターを2つ設置することが妥当と判断しました。

次に資料の4ページになりますが、担当エリアの分割方法ですが、東南・西北の2つに分割する案が妥当と考えています。京成沿線を境に東側と西側に分けることで、人口や高齢者の分布がバランスよく割り振られ、既存の勝田台センターに近い規模感で新センターを設置できると見込んでいます。

人員配置については、まだ検討段階ですが、たとえば東側のセンターは、勝田台包括と同規模の計6人体制とします。一方、西側のセンターは最低配置基準である3人を確保しつつ、欠員時の対応を考慮して4人程度に増やすことも検討します。また、生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員は、2センターのどちらかに集約して配置する方が効率的と考えております。

これにより、相談の受付やプラン作成の負荷が分散され、職員の業務負担が軽減されるだけでなく、若干ではありますが利用者もより近い拠点で支援を受けられるようになります。結果として、サービスの質と利用者満足度の向上が期待できると考えています。

次に、5 ページの高津・緑が丘・大和田・睦圏域についての検討内容をご説明します。高津・緑が丘に関しては、現受託法人から、現在の相談件数は少なく、増設に伴う人員確保のスペースは確保できているとの意見がありました。また、増設を検討した場合でも、エリアの分割や統合に伴う課題が多く、特に大和田新田は高津団地も地番上で分かれており、3つの包括に跨る可能性があるため、慎重な検討が必要です。加えて、緑が丘・緑が丘西の高齢者人口は全体的に少なく、現時点では慎重な検討が必要と考えております。加えて、緑が丘、緑が丘西の高齢者人口は全体的に少なく、現時点でのセンター設置の必要性は高くないと判断しております。

また、睦圏域については、吉橋地区が八千代緑が丘駅に隣接しており、日常生活圏域の観点から緑が丘側に近く、サテライトなど支所の設置場所は隣接圏域との調整も必要と考えております。以上の理由から、令和10年度以降の次期契約において増設は行わず、引き続き状況を観察しながら検討を継続する方針をとりたいと思っております。

現在、介護保険法に基づき設定している日常生活圏域は7圏域としていますが、もともと、上位計画にあたる総合計画にも関連して設定し、推進していたものです。しかし、今年度、後期基本計画になった際に、これまで総合計画で設定されていた圏域が実質なくなり、「各分野の個別計画では、計画の策定趣旨に適した地域を設定する」とされています。

今後、高齢者の日常生活圏域をどのように捉えるかは介護保険事業全体も考える必要があることから継続検討にしたいと考えております。

最後のページになりますが、令和10年度以降の委託契約に関して、いくつか変更点を提案します。まず、現在は「センターは独立して設置すること」と定められていますが、他の介護保険施設や事業所と共用できるよう要件を緩和したいと考えています。これにより、施設の有効活用が図れ、運営コストの削減にもつながります。次に、法定の3職種以外に、リハビリ関連職や介護福祉士といった専門職の配置を認め、業務の幅を広げることで、現場の柔軟性を高めたいというのが2点目です。

3点目に、現契約時は1法人が1センターしか受託できないというものでしたが、法人の規模や人材確保状況に応じて、2センター以上の受託を可能にしたいと考えています。これにより、センターの新設にあたっては、既存の法人も新規の法人も参入することが出来ると考えております。

4点目に、村上圏域や高津・緑が丘圏域は、今後高齢者人口が増加する見込みです。特に村上圏域では後期高齢者が5000人を超えており、高津・緑が丘圏域では高齢者人口が12000人に達する見通しです。現行の人員配置基準を超えることから、次期契約では人員増を図る必要があります。

最後に ICT の活用による業務効率化も重要です。AI を活用した自動記録作成ソフトや訪問用タブレットの導入費用を予算に計上し、職員の事務負担を軽減するとともに、利用者への情報提供やサービスの迅速化を図ります。先ほど説明しましたデータ連携システムの資料もつけておりますが、これらの導入により、書類のやりとりなど少しでも減らしていきたい

いと考えております。

以上が、今回のセンターの設置数検討、そして今後の委託契約に関する主な内容です。八千代台圏域の増設は、利用者の増大するニーズに応えるための急務であり、他圏域は現状維持を前提に、将来的な変化に備えて継続的に検討を進めてまいります。以上で説明を終わります。

○板垣会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

○佐藤（俊）委員

八千代台の新しいセンターについては、今の受託法人が2つのセンターを運営するのか、それとも別の法人が運営することをイメージしているのでしょうか。

○事務局（渡邊副主幹）

支所といった形ではなく、八千代台にセンターを2ヶ所、東南、西北に1ヶ所ずつ設置する提案です。

○佐藤（俊）委員

別法人が運営することもあるということでしょうか。

○事務局（渡邊副主幹）

次期の契約からとなりますので、そのように公募することを検討しております。

○佐藤（俊）委員

現在、六親会が受託されているところを分けるとなると、どちらかを六親会が運営して、もうひとつを別法人が行うのか、もしくは両方とも六親会がやるということですかね。以前、人員について圏域を横断して配置できるとの説明があったので、同じ法人であれば、両方のセンターをいったりきたりできますが、別法人になると別々に配置することになると思ったので。

○事務局（渡邊副主幹）

イメージとしては別のものとして考えております。今はどこも人材不足でして、1つの包括の人員を増やして対応する方法もあろうかと思いますが、今はそこも難しい状況があったり、人を増やすにはセンターの広さとかもあるため、今回は別に設置という提案になります。

す。次回も公募となるため、現法人を含めて一斉に募集をかけるイメージです。

○佐藤（俊）委員

分かりました。ありがとうございました。

○白濱委員

今の話にも関係してきますが、八千代台の圏域は、以前、途中で法人が変更となった経緯があります。今回、またそこを分割して別法人に委託するとなると、新たな関係性を作る必要があるため、連携や配慮を市民の方に対しても含めて尽力してもらいたいと思います。

また、センターを独立して設置していたところを緩和するとなると、大きな変革になると思います。包括が初めて設置された当時に法人所在地と別々のところでやることに関わっているため、かなり変わってくるのではないのでしょうか。自分の圏域に施設等がある法人で包括をやるとなると、地代や家賃の面で公平性が保てないのではないと思います。

○事務局（渡邊副主幹）

契約形態がプロポーザルで実施することにより、委託料として、どれだけ廉価でできるかという点も審査の対象となります。そのため、賃料がかからない分、安く受託できることもプレゼンに含まれます。

また、八千代市の場合、ご存じの方も多いと思いますが、もともとは囲い込みをなくすということで、法人の事業所がない圏域のセンターを受託していただいていた経緯があります。但し、前回、プロポーザルによる公募をした時から、このことも関係しており、法人の事業所がある圏域でも応募できることは可能となっており、これが公募の意味にもなっております。法人の建物を活用するというのも1つのプレゼンの内容で、審査する際のポイントになると思います。

○板垣会長

他にございませんでしょうか。

質問がございませんので、以上で協議事項1を終了いたします。

続きまして、協議事項2 地域包括支援センターの人員配置について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡邊副主幹）

協議事項2 地域包括支援センターの人員配置について、説明させていただきます。資料5 地域包括支援センターの人員配置についてをお手元にご用意ください。こちらも昨年度の協議会において、条例改正に関して報告させていただいたものになります。

これまで、センターの職員については3職種、主任ケアマネ、保健師等、社会福祉士につ

いては常勤配置とされておりましたが、人材確保が困難になっている状況を鑑み、常勤換算配置が可能となっております。それにあわせて条例を改正したところになりますが、この運用にあたっては、資料下部の第5条にもあるように、地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。とされており、本協議会の承認をもって、常勤換算配置が可能となっております。

裏面をみていただきますと、現在のセンターの職員配置とその根拠の一覧を掲載していますが、各センター3職種はそれぞれ1人ずつ必ず配置しなければいけないものとなっております。

これが小規模の人員配置基準のセンターになりますと、職員数は6人ですが、職種の偏りによって1人配置になっているところもございます。その1人の職種の職員が欠け、常勤換算配置を必要が生じた際に本協議会の承認が必要となります。

一方で、法人によっては、同じ法人の他の事業所からの補充で週何日といった人の組み合わせでの配置もできる場合、協議会開催、承認、配置調整となると、時間的なロスが生じてしまいます。

そのことから、このような状況になってしまった場合には、各委員に書面にて承認をいただき、もしくは会長一任として承認をいただいたうえで、本協議会を開催した際に、報告をする形での運用を図らせて頂きたいというものになります。よろしくお願い致します。

○板垣会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問やご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

○事務局（渡邊副主幹）

方法としまして、今考えられるものとして、会長に一任という方法か、もしくは委員の皆様で書面というものになりますが、どうでしょうかというものです。

○佐藤（俊）委員

どういった場合をイメージすればいいかわからないのですが、現状でもこういったケースがあったのでしょうか。周知でもいいような気がしますが、それが頻回になった場合に果たしてそれでいいのかという視点が描きにくいのですが。

○事務局（渡邊副主幹）

今年度はこういった事象は起きておりません。必ず3職種が1人ずついた状況ではありましたが、例えば保健師等が1人しかおらず、その方の具合が悪くなって急遽、退職や休職をされた場合が想定されます。母体の法人で、別の業務に就きながら週の半分は包括にいけ

の方が2人いた場合に常勤換算として1人を賄えるというものです。

予定で退職される場合には、法人内の異動や採用で対応できるかもしれませんが、急遽、退職、休職されることが一番想定されます。この場合に、その都度、協議会を開催して集まっていたら、会議に諮るのも難しいということがあります。頻回にあるとも想定はしていませんが、起こる場合には突然起こると想定されるため、予め決めておいたほうがスムーズとのことでの提案となります。

○佐藤（俊）委員

その人員配置については、いつまでとか期限が限られたものになるのでしょうか。

○事務局（渡邊副主幹）

臨時的なものだけでなく、ずっとそのような状況になってしまう可能性もあります。そこは法人の考え方にもなってしまいますが、センターとしては常に同じ人が配置されていた方が業務は効率的かと考えます。常勤配置を目指しますが、やむを得ず、勤務される方の希望もありますし、2人配置の常勤換算が期間限定ではなく、続く配置になる可能性もあります。

○板垣会長

他に意見はありませんか。

○山藤委員

承認方法について、私は会長一任でよろしいかと思います。

○板垣会長

皆さん、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、会長一任とさせていただきます。

他にございませんでしょうか。質問がございませんので、以上で協議事項2を終了いたします。

これで、予定していた議題に関する議論は終わりになりますが、最後に、事務局、何かありますか。

○事務局（品川主査）

本協議会の今後の会議開催等についてです。

今回の会議録につきましては、3月下旬を目途にお送りさせていただきます。その際に、県から地域包括支援センターの事業評価結果もあわせてお送りさせていただきます。また、

来年度の協議会につきましては、センターの設置数等についての協議もありますことから、年2回開催させていただければと考えております。

1回目は5月・6月頃に実施し、センターの設置数など介護保険事業計画に載せる内容についての協議をさせていただきたく存じます。

2回目につきましては、令和10年度以降のセンターの委託内容に関する協議をするため、予算等の見通しがたった後に令和9年2月頃と考えておりますので、ご承知おきください。事務局からは以上となります。

○板垣会長

これもちまして令和7年度八千代市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。長時間にわたり、ご協力を賜りありがとうございました。